

青森県報

第七百七十九号

令和六年
六月二十六日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除(環境保全課) ……二
○道路の区域の変更(道路課) ……二
○道路の供用の開始(同) ……三

公 告

○液晶ディスプレイ賃貸借契約(令和六年度)に係る一般競争入札(行政経営課) ……三
○リモートアクセスサービスに関する契約に係る一般競争入札(同) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の住所変更(西北地域) ……五
○土地改良区の役員の就任及び退任(同) ……六

正 誤

○令和六年三月二十九日号外第十七号訓令中……………(人事課) ……七

規 則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十二号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号イ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年 内閣府 令第七号) 第八条第一号イ」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に

関する命令(令和六年 デジタル庁 令第九号) 第十五条第一号ロ」に改め、同条第五項

中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム、ウ及びノ」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第

四十四条第一号ハからホまで、リからルまで、ワからタまで、ノ及びオ」に改め、同

条第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二條第二号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第五十五條第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第三百七十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により次のとおり公示する。

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県 道	田子十和田 湖線	三戸郡田子町大字田子字南川向五一の三から 三戸郡田子町大字田子字南川向五一の三まで	三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の一〇から 三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の一〇まで	後	前	二〇・六〇メートルから 一四・一〇メートルまで	六三・一〇メートル	
					後	前	一四・二〇メートルから 一七・八〇メートルまで	九四・一〇メートル 六三・一〇メートル	
1	県 道	橋向五戸線	八戸市大字市川町字中川原三の一六から 八戸市大字市川町字中川原三の四まで	八戸市大字市川町字中川原三の一六から 八戸市大字市川町字中川原三の四まで	後	前	一九・九〇メートルから 一三・九〇メートルまで	二四・六〇メートル 二四・六〇メートル	
					後	前	一三・三〇メートルから 一八・〇〇メートルまで	九四・一〇メートル 二四・六〇メートル	

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

解除に係る形質変更時 要 届 出 区 域	土壌溶出量基準に適合して いない特定有害物質の種類	講じられた汚染の 除去等の措置
弘前市大字富野町一の一 の一部	水銀及びその化合物	土壌汚染の除去

青森県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年七月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年七月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道橋向五戸線	八戸市大字市川町字中川原三の一六から八戸市大字市川町字中川原三の四まで	令和六・六二六
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字葛蒲谷地三二の一〇から三戸郡田子町大字田子字葛蒲谷地三二の一〇まで 三戸郡田子町大字田子字南川向五一の三から三戸郡田子町大字田子字南川向五一の三まで	〃

公 告

液晶ディスプレイ賃貸借契約（令和六年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

液晶ディスプレイ 一式

二 賃貸借期間

令和六年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてBの等級以上に格付された者であること。

3 入札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすことを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和六年七月十日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階二二二会議室

令和六年七月十六日 午後三時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和十年度までの各年度の契約金額は、落札金額に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和十一年度の契約金額は落札金額に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

リモートアクセスサービスに関する契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げるリモートアクセスサービスに利用するライセンス（以下「ライセンス」という。）の利用期間における保守を含むライセンス使用料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

ライセンス 一式

二 利用期間

利用開始日から一年間

三 納入場所

青森県総務部行政経営課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の販売に係る契約において、O A機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 入開札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入するライセンスについて、県で示した仕様を満たすことを証明した者であること。

五 資格の確認等

1 入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を令和六年七月十二日午後五時までに青森県総務部行政経営課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じること。

(二) 審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎 北棟二階二一六会議室

2 日時 令和六年七月二十三日 午前十時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

5 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について、電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年六月二十六日

西北地域県民局長 長 内 和 人

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	葛西 武和	旧住所 五所川原市磯松赤川三の四五 新住所 五所川原市磯松赤川三の一五一	令和六・二・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年六月二十六日

西北地域県民局長 長 内 和 人

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	三和 金春	五所川原市相内四〇	令和六・四・二六就任
〃	秋田谷 和智	〃 岩井八一の五六九	〃
〃	秋田谷 悟	〃 桂川五九の六	〃
〃	奈良 孝一	太田山の井二一の三	〃
〃	工藤 廣直	〃 〃 一四九の一	〃
〃	成田 壽光	相内岩井八一の三四七	〃
〃	村元 光治	磯松磯野一五七の一	〃
〃	葛西 武和	〃 赤川三の一五一	〃
〃	下山 祐逸	相内一五二	〃
〃	藤田 齐	磯松磯野一九六の三	〃
〃	大澤 巧	相内岩井八一の四六〇	〃

正

誤

理事	三和 金春	四〇	令和六・四・二六就任
〃	秋田谷 和智	〃 岩井八一の五六九	〃
〃	秋田谷 悟	〃 桂川五九の六	〃
〃	奈良 孝一	太田山の井二一の三	〃
〃	工藤 廣直	〃 〃 一四九の一	〃
〃	成田 壽光	相内岩井八一の三四七	〃
〃	村元 光治	磯松磯野一五七の一	〃
〃	葛西 武和	〃 赤川三の一五一	〃
〃	下山 祐逸	相内一五二	〃
〃	藤田 齐	〃 岩井八一の四六〇	〃
〃	大澤 巧	磯松磯野一九六の三	〃

令和六・三・元 号外第一七号		発行年月日 番号
訓令甲		区分
第三号		番号
十六	九	ページ
上	上	段
十三	十	行
同号の	別表第一	誤
同号の副知事専決事項の欄イ中「第二十八条第一項第二号」を「第二十九条第二項第二号」に改め、同号の		別表第一県民生活文化課の項の第九号を同項の第八号とし、同表
		正

人 事 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭